

〔事案 26-29〕 契約解除取消請求

・平成 27 年 7 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除されたことを理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 6 月に利率変動型積立終身保険に加入し、同年 7 月から 9 月にかけて断続的に入院したことを受けて給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として本契約を解除されたが、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1)告知時、花粉症で 3 か月以内に通院、投薬を受けていると募集人に伝えたが、「そのくらいなら大丈夫」と言われ、告知書には記載しなかった。
- (2)平成 24 年 2 月に耳鼻咽喉科で受診した際には、薬はもらったが病名は特に聞いていない。その後も、花粉症や風邪で時々診察を受けたが、契約解除の理由とされた疾病のために通院したとは思っておらず、知らないことは告知できない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から「花粉症で 3 か月以内に通院、投薬を受けている」ことを聞いていない。なお、告知義務違反による契約解除は、花粉症の告知の有無によるものではない。
- (2)耳鼻咽喉科の医師の証明内容から、申立人は医師から病名を告げられており、平成 25 年 6 月まで通院・投薬されたことについて、当社に対し告知がなされていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、診療証明書を含む）にもとづく審理の他、申立人が当時医師から病名について、何と告げられていたかを確認するため、申立人に対して医師への調査や質問状の送付を依頼した

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件については裁判所における訴訟手続によることが相当であると判断したが、保険会社から、申立人から提出された証拠および反論を検討した結果、告知義務違反による契約全部の解除を一部特約の解除としたいとの申し出があった。本申し出は申立人に有利な取扱いであることから、これを踏まえて和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。